

令和5年度 入札公告(給食業務)

 次のとおり一般競争入札に付します。
 令和4年11月29日

 社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
 理事長 山岸 徳 男

1 入札方法等

- (1) 一般競争入札(制限付)
- (2) 総価契約
- (3) 予定価格は非公開
- (4) 最低制限価格を設定する。
- (5) 入札保証金は免除する。

2 件名等

整理番号	件名 委託場所	委託概要	主な入札参加資格等	委託期間	日程
1	東京都東村山福祉園給食等業務委託 東京都東村山福祉園 東京都東村山市萩山町1-37-13(令和5年4月1日～令和5年6月上旬頃まで) 東京都東村山市萩山町1-35-1(令和5年6月上旬頃～) (施設概要) 福祉型障害児入所施設 施設入所定員 80名 (毎日3食:調理・配膳) 短期入所定員 10名 (毎日3食:調理・配膳) 日中一時支援定員 5名 (学校長期休業期間の平日昼食のみ)	給食調理業務等	1 次の要件をすべて満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。 (2) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号財務局長決定)に基づく指名停止期間中であることなど指名から除外する期間中でない者。 (3) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経総第922号)第5条に基づく排除措置期間中でないものであること。 (4) 東京都内に所在し、契約締結権限を有する本店、支店または営業所であること。 (5) 経営不振の状態(会社更生法第17条第1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等)にないこと。 (6) 東京都の令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、格付けが営業種目「給食関係業務」においてAまたはBランクであること。 (7) 3食給食で、1食あたり100食(経管等の注入食を除く)以上の調理経験を有することを条件とする。経験は、病院又は社会福祉施設等で令和3年度または令和4年度に3食給食の調理業務を継続して6ヶ月以上受託し実績が良好であった者(契約の中途解約などをしていないこと。)であること。ただし、配膳業務のみの経験を有する者は対象としない。 なお、確認手段は、入札参加受付のときに、当事業団の示すチェックシートで入札参加申込業者が自己申告する。この中で虚偽の申告があった場合には、契約を取り消し、東京都に報告するとともに、今後2年間は当事業団の入札に参加できないもこれまで当事業団と契約の実績(給食業務)がある場合は、業務内容が良好であり、業務改善等の指導に速やかに従い、改善済みであること。 (8) これまで当事業団と契約の実績(給食業務)がある場合は、業務内容が良好であり、業務改善等の指導に速やかに従い、改善済みであること。 (9) 本法人の理事が役員をしている企業でないこと。 2 給食代行保証には、3食給食で1食あたり100食(経管等の注入食を除く)以上の障害者施設の対応が可能な能力を有する代行業者と契約すること。	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	(1) 入札参加希望申込期間 令和4年11月29日(火)から 令和4年12月9日(金) 午後3時00分まで (2) 資格審査結果通知・仕様書送付 令和4年12月12日(月)【予定】 (3) 入札 令和5年1月24日(火)【予定】

3 その他

- (1) 入札手続は「一般競争入札説明書」及び「競争入札参加者心得」によります。
- (2) 入札公告を掲示する場所(事業団ホームページにも掲載)及び入札会場
 東京都新宿区大久保3丁目10番1-201号(ニュータウンオークボ2F)
 社会福祉法人 東京都社会福祉事業団事務局
 ホームページアドレス <https://www.jigyodan.org/access/>
- (3) 現場説明会を実施します。なお、現場説明会は入札参加の条件とします。(日程は別途調整。)
- (4) 給食材料の購入については、委託者と本件の受託者の間で別途契約締結する「利用者等給食材料購入契約」により買入れる予定です。
 なお、給食業務委託契約には食材購入にかかる事務経費を含めたものとし、付随する食材購入委託契約は実費精算とします。
- (5) 入札参加申込方法
 次の書類を申込み期間内に下記まで送付してください。
 入札参加希望票
 東京都 令和3・4年度 競争入札参加資格審査結果通知書(写)
 東京都 令和3・4年度 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)
 給食業務入札参加資格該当者チェックシート
 談合禁止誓約書
 上記書類に不足がある場合は入札参加希望はできません。
- (6) その他
 本契約については、令和5年3月31日までに社会福祉法人東京都社会福祉事業団理事会で可決された場合において、令和5年4月1日に確定するものとします。
- (7) 申込先・お問い合わせ先
 社会福祉法人 東京都社会福祉事業団 事務局経理グループ
 電話:03-5291-3611・3612(ダイヤルイン) ファックス:03-5291-3616